

【別紙 3】業務範囲

施設名	統括管理業務							保全管理業務				運転管理業務										
	統括 マネジ メント	事務	調達 管理	施設 情報 管理	安全 衛生 管理	緊急時 ・災害 時対応	セルフ モニタ リング	保守 点検	巡回 点検	法定 点検	修繕	水質 測定	運転 操作 監視	汚泥 試験	悪臭 物質 測定	ばい煙 測定	試験 結果 の分析	エネ ギー 管理	ユー ティリ ティ 管理	廃棄 処分	環境 整備	警備
内浜処理場（水処理施設）	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○
内浜処理場（汚泥処理施設）	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
皆生処理場	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○
淀江浄化センター	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○
中央ポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○
祇園ポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	○	○
大谷ポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	○	○
新加茂ポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	○	○
青木ポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	○	○
富益団地ポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○
上福原ポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	○	○
西福原ポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	○	○
三柳マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
久米町マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
彦名マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
糞町マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
上福原マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
東山マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
青木公民館前マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
福市第一マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
福市第二マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
福市第三マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
福市第四マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
福市第五マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
福市第六マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
陰田第1マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
陰田第2マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
陰田第3マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
米子港マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
西皆生マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
美吉2号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○

施設名	統括管理業務							保全管理業務				運転管理業務										
	統括 マネジ メント	事務	調達 管理	施設 情報 管理	安全 衛生 管理	緊急時 ・災害 時対応	セルフ モニタ リング	保守 点検	巡回 点検	法定 点検	修繕	水質 測定	運転 操作 監視	汚泥 試験	悪臭 物質 測定	ばい煙 測定	試験 結果 の分析	エネル ギー 管理	ユー ティリ ティ 管理	廃棄 処分	環境 整備	警備
観音寺マンホールポンプ場 (真空ステーション)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
中島マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
日原マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
長砂マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
車尾マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
蚊屋マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
昭和町マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
美吉マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
日原2号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
日原3号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
美吉3号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
彦名2号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
彦名3号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
佐陀1号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
佐陀2号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
佐陀3号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
佐陀4号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
佐陀5号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
中間1号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
西原1号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
西原2号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
西原3号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
西原4号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
西原5号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
西原6号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
淀江1号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
淀江2号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
淀江3号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
今津1号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○
旭が丘マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○

【別紙 4】放流水質に係る法定基準・目標基準

1 基本事項

- (1) 放流水質に係る要求水準は、関連法令等で規制を受ける排水基準となる「法定基準」及び良好な放流水質を確保するために委託者や受託者が独自設定する「目標基準」を設定する。
- (2) 法定基準とは、契約期間において、受注者が必ず達成すべき基準をいう。
- (3) 目標基準とは、日常の運転管理において実施する水質試験の全測定値の各年度の平均値（以下「年平均値」という。）が満足すべき基準をいう。
- (4) 年平均値の算定に際しては、各測定日の間隔を考慮した加重平均値とし、各測定日の間隔については、次の考え方のおりとする。ただし、流入水が本委託で規定する流入水質基準を満足していない場合の測定結果については、年平均値の算定から除外する。

1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日	12 日	13 日	14 日	…
測定 ↓ 結果 A				測定 ↓ 結果 B			測定 ↓ 結果 C				測定 ↓ 結果 D			
A×4 日				B×3 日			C×4 日				D×… 日			

$$\text{年平均値} = (A \times 4 + B \times 3 + C \times 4 + D \times \dots) \div 365 \quad (\text{ただし、うるう年は } 366)$$

- (5) 受託者は、水質試験の基準項目に関し、法定基準及び目標基準に適合させるよう処理すること。
- (6) 受託者は、法定基準の未達となる期間を把握するために、法定基準の未達が最初に確認された時点から法定基準が未達でないことを確認できるまで、1 日 1 回以上の頻度で水質試験を行い、放流水質を把握すること。
- (7) 委託者は、受託者が行う水質試験の結果をもって、法定基準の未達の期間を確認する。
- (8) 委託者は、本委託に係る要求水準に対する達成状況を公表することができる。
- (9) 放流水質に係る要求水準に関し、委託期間中に法令等が改正されたときは、施行日以降改正後の数値とする。
- (10) 法定基準が未達だった場合は、委託費の減額を行う。

2 法定基準

日常の運転管理において実施する水質試験（受託者による水質測定に限らず、委託者が水質管理上で要求される水質測定を含む。以下同じ。）の各回測定値が達成すべき法定基準は、以下のとおりとする。

■法定基準

水質項目	法定基準		
	内浜処理場	皆生処理場	淀江浄化センター
pH	5.8 以上 8.6 以下	同左	同左
BOD (mg/L)	15 以下	同左	同左
COD (mg/L)	30 以下	最大 160 以下 日間平均 120 以下	(対象外)
SS (mg/L)	40 以下	同左	同左
T-N (mg/L)	日間平均 35 以下	(対象外)	(対象外)
T-P (mg/L)	日間平均 3 以下	(対象外)	(対象外)
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000 以下	同左	同左

3 目標基準

日常の運転管理において実施する水質試験の全測定値の各年度の平均値（以下「年平均値」という。）が満足すべき目標基準は、以下のとおりである。

■目標基準

水質項目	目標基準		
	内浜処理場	皆生処理場	淀江浄化センター
pH	5.8 以上 8.6 以下	同左	同左
BOD (mg/L)	5.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
COD (mg/L)	6.0 以下	9.0 以下	(対象外)
SS (mg/L)	3.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
T-N (mg/L)	8.0 以下	(対象外)	(対象外)
T-P (mg/L)	0.3 以下	(対象外)	(対象外)
大腸菌群数 (個/cm ³)	30 以下	同左	同左

※1 内浜処理場の BOD、T-N、T-P の値は、斐伊川流域別総合計画値（計画処理水質）を表す。

※2 ※1 以外の水質は、令和 1～3 年度の 3 ヶ年実績の平均値を表す。

【別紙 5】臭気に係る法定基準・契約基準

1 基本事項

- (1) 臭気に係る要求水準は、関連法令等で規制を受ける「法定基準」を設定する。
- (2) 法定基準とは、悪臭防止法の臭気指数規制に基づく臭気に関する基準であり、処理場及びポンプ場における日常の運転管理において実施する悪臭物質測定 of 各回測定値が達成すべき規制基準値をいう。
- (3) 法定基準で区分する規制地域区分（A 区域から C 区域）は、米子市が設定する悪臭規制の規制地域（市民生活部 HP <https://www.city.yonago.lg.jp/28845.htm>）とする。
- (4) 悪臭物質測定は、各施設の敷地境界(フェンス)において実施する。
- (5) 法定基準が未達となった場合、委託費の減額は行わないが、受託者はその原因と対策について委託者へ報告すること。

2 法定基準

日常の運転管理において実施する悪臭物質測定 of 各回測定値が達成すべき法定基準（規制基準値）は、以下のとおりとする。

(単位：ppm)

特定悪臭物質	規制地域区分		
	A区域	B区域	C区域
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
二硫化メチル	0.009		
アセトアルデヒド	0.05		
プロピオンアルデヒド	0.05		
ノルマルブチルアルデヒド	0.009		
イソブチルアルデヒド	0.02		
ノルマルバレルアルデヒド	0.009		
イソバレルアルデヒド	0.003		
イソブタノール	0.9		
酢酸エチル	3		
メチルイソブチルケトン	1		
トルエン	10		
スチレン	0.4		
キシレン	1		
プロピオン酸	0.03		
ノルマル酪酸	0.001		
ノルマル吉草酸	0.0009		
イソ吉草酸	0.001		

規制地域区分

